こんなのアリ!?と思ったら…

あきらめないで、まず相談!

マルチ商法

友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら、商品を販売していくシステムです。会員が増えるたびに勧誘した会員、さらにその上部の会員に利益がいく仕組みになっています。実際には、無理な勧誘で人間関係を壊してしまったり、自分が支払った金額を回収することができないこともあります。

こんなのアリ?

儲かるはずが…。

お金も信用も失ってしまう!

友人・知人の誘いでもうまい話には要注意!!

簡単に儲かる仕事はありません!

こんなときはクーリング・オフで契約の解除ができます!

万一契約をしてしまっても、書面を受け取った日から20日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。また、その期間以降であっても、中途解約できる場合があります。

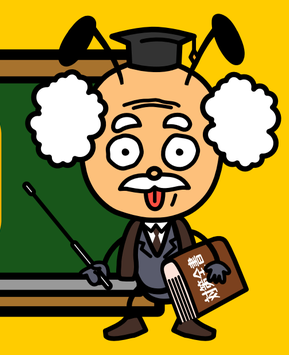

あきらめないで、まず相談!

宮崎県消費生活センター	都城支所	延岡支所
✆0985-25-0999	✆0986-24-0999	✆0982-31-0999